



長野県報

1月17日(木)
平成31年
(2019年)
第3042号

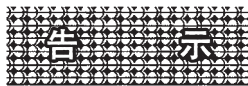
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(保健・疾病対策課).....	3
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(財産活用課).....	4
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課).....	4
土地改良区の管理規程の認可(2件)(農地整備課).....	5
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課).....	5
建築基準法に基づく道路の指定(建築住宅課).....	6
建築基準法に基づく道路の位置の指定(5件)(建築住宅課).....	6
建築基準法に基づく建築協定に加わる意思の表示(建築住宅課).....	7



告示

長野県告示第13号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成31年1月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 起業者の名称
箕輪町
- 2 事業の種類
木下保育園建設事業及びこれに伴う用水路付替工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪字北城地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
木下保育園建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当する。また、

本件事業に伴う用水路付替工事(以下「関連事業」という。)は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する用水路に関する事業に該当する。よって、本件事業及び関連事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

起業者である箕輪町は、本件事業及び関連事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業及び関連事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業及び関連事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業及び関連事業の施行により得られる利益

箕輪町は、保育ニーズの多様化や保育園舎の老朽化を踏まえ、保育財源の有効化、保育サービスの向上及び保育施設整備推進を目的とした「箕輪町保育施設整備計画」を策定し、同計画に基づき町内9つの保育園のうち、新耐震基準に適合していない5園を、統合又は単独により建て替えることとした。

5園のうちの1つである木下北保育園は、昭和50年に建築された園舎の老朽化が著しく、毎年雨漏り補修を繰り返していることに加え、園庭に県天然記念物のケヤキがあり、枯れ枝の落下等の危険があることや、保護者及び職員の駐車場が狭く、園児の帰宅時には渋滞が発生しており、交通事故発生

の危険性が高まっていることなどから、園児の安全確保に苦慮している。

一方、木下南保育園については、昭和53年に建築された園舎が、老朽化による雨漏りの修繕を繰り返していることに加え、4部屋ある保育室すべてを使用していることから、長時間保育や0歳児保育のニーズがあるものの、それに対応するための保育室の確保ができていない。

本件事業は、上記の課題を解決するため、両園を統合した上で新たに木下保育園を建設するものである。

本件事業の施行により、次のような効果が期待できる。

(7) 町内全体での保育園の配置を見直すことにより、適正な園児数での保育が実現されるとともに、未満児保育に対応した新園の建設により、定員超過の解消が期待できる。また、保育園数が縮減されることにより、効率的な運営を行うことができる。

(4) 耐震構造のある園舎を整備することにより、園児が安全に過ごせる環境が整備される。また、保育室不足の解消並びに乳児保育及び長時間保育の実施により、多様化する保護者のニーズに対応した保育の充実を図ることができる。

(9) 適正規模の駐車場を確保することにより、園児送迎時における渋滞の解消が期待できる。

また、関連事業については、本件事業の施行により遮断される用水路の機能の回復を図るものであり、本件事業を施行するために欠くことのできないものである。

イ 本件事業及び関連事業の施行により失われる利益

本件事業及び関連事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。また、送迎による周辺の交通量の増加、園児の声等による騒音が想定されるが、送迎車両の交通規制など必要に応じて、適切な措置を講ずることとしており、生活環境に与える影響は少ない。

以上のことから、本件事業及び関連事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、園児の安全性、来園者の利便性等、社会的、技術的及び経済的観点から選定された3つの候補地を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業及び関連事業の施行により得られる利益と、本件事業及び関連事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業及び関連事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業及び関連事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、木下北保育園及び木下南保育園は、老朽化、保育室不足等の様々な課題を抱えていることから、園児が安全に過ごせる施設を整備するとともに、多様化する保育ニーズに対応することが喫緊の課題となっている。

以上のことから、本件事業及び関連事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地及び収用地の範囲は、本件事業及び関連事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業及び関連事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業及び関連事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
箕輪町子ども未来課

地域振興課

長野県告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成31年1月17日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称

所在地

指定した年月日

ちとせ薬局

長野市新諏訪2丁目1番3号

平成31年1月1日

ひだまり薬局

伊那市西町4897-4

平成31年1月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成31年1月17日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称

所在地

辞退年月日

有限会社 柳屋薬局

上伊那郡箕輪町大字中箕輪松島9656

平成30年12月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第16号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県諏訪建設事務所及び茅野市役所に備え置きます。

平成31年1月17日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
横谷温泉	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	茅野市	北山	忽滑沢ヨリ笹平迄	5513番275	1号から3号まで、5号から12号まで4号
		〃	〃	城戸坂	8567番イ	

砂防課

長野県飯田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年2月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年1月17日

長野県飯田建設事務所長 坂田 浩一

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長沢田村線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡豊丘村神稲12527番の250地先から 下伊那郡豊丘村神稲12527番の250地先まで	旧	15.6~15.8 m	0.0118 km
同上	新	15.9~16.4	0.0118

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長沢田村線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡豊丘村神稲5657番の21地先から 下伊那郡豊丘村神稲5653番の8地先まで	旧	4.3~9.6 m	0.0290 km
同上	新	4.5~9.6	0.0290

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

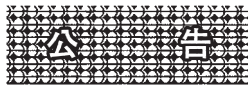
その関係図面は、告示の日から平成31年2月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年1月17日

長野県飯田建設事務所長 坂田 浩一

- 1 (1) 路線名 赤石岳公園線
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡大鹿村大河原4873番の1地先から
下伊那郡大鹿村大河原4869番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成31年1月17日
- 2 (1) 路線名 赤石岳公園線
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡大鹿村大河原1974番の1地先から
下伊那郡大鹿村大河原1975番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成31年1月17日
- 3 (1) 路線名 長沢田村線
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡豊丘村神稲12527番の250地先から
下伊那郡豊丘村神稲12527番の250地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成31年1月17日
- 4 (1) 路線名 長沢田村線
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡豊丘村神稲5657番の21地先から
下伊那郡豊丘村神稲5653番の8地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成31年1月17日

道路管理課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成31年1月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 落札に係る調達産品等の種類及び数量
長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟、西庁舎及び東庁舎をいう。）で使用する電気
契約電力 1,650kW 予定使用電力量 4,940,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県総務部財産活用課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日
平成30年8月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 中部電力株式会社
(2) 所在地 愛知県名古屋市中区東新町1番地
- 5 落札金額
68,796,108円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成30年7月9日

財産活用課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成31年1月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 落札に係る調達産品等の種類及び数量
合同庁舎等（佐久合同庁舎以下19施設）で使用する電気
予定契約電力 2,590kW 予定使用電力量 5,761,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県総務部財産活用課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日
平成30年8月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 中部電力株式会社
(2) 所在地 愛知県名古屋市中区東新町1番地
- 5 落札金額
92,104,165円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成30年7月9日

財産活用課

公告

県営北城南部地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成31年1月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営北城南部地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成31年1月18日から平成31年2月15日まで
- 3 縦覧の場所
北安曇郡白馬村役場

農地整備課